



宮 崎 県 公 報

令和2年6月11日(木曜日) 第 113 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	
○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (“ ”) 1	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○道路の区域の変更 (4 件) …… (道路保全課) 2	
○道路の供用の開始…………… (“ ”) 2	
○急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2	

○急傾斜地崩壊危険区域の指定の廃止…………… (砂防課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“ ”) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“ ”) 6	
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請…………… (蛸・鱒・鮎課) 10	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更…………… (水産政策課) 10	
○入札公告……………13	
○落札者等の公告……………14	
公安委員会公告	
○警備員等の検定の実施について……………15	

告 示

宮崎県告示第 462号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
整形外科押領司病院	小林市細野 162番地 1

2 救急病院等の認定の有効期間

令和 2 年 6 月 26 日から令和 5 年 6 月 25 日まで

宮崎県告示第 463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
ゆめの木訪問看護ステーション	延岡市	訪問看護	令和 2 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 464号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定年月日
サンライト薬局宮崎駅東店	宮崎市	薬局	令和 2 年 6 月 1 日
有限会社岡元薬局	宮崎市	薬局	令和 2 年 6 月 1 日

宮崎県告示第 465号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字都井字三郎田 706-1 ・ 706-2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字三郎田 706-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 466号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	221号	小林市堤字 所返3621番 16地先から 同市堤同字 3622番 1 地 先まで	旧	13.2～ 15.4	47.6
				新	13.2～ 34.0	47.6

宮崎県告示第 467号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字越野 尾 222番23 地先から同 郡同村同大 字同字 222 番13地先ま で	旧	5.7～ 44.2	400.0
				新	5.7～ 44.2	400.0

宮崎県告示第 468号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越	旧	5.1～ 26.4	224.0

			野尾字窪 2 24番13地先 から同郡同 村同大字同 字 224番21 地先まで	新	8.0～ 29.5	224.0
--	--	--	---	---	--------------	-------

宮崎県告示第 469号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
316	県道	小川越 野尾線	児湯郡西米 良村大字越 野尾字窪 2 45番33地先 から同郡同 村同大字同 字 245番33 地先まで	旧	12.8～ 36.4	249.4
				新	19.4～ 36.5	249.4

宮崎県告示第 470号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 2 年 6 月 11 日から同年同月 25 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字 都井字森ノ 谷4953番 6 地先から同 市同大字字 毛久保5374 番 1 地先ま で	令和 2 年 6 月 11 日

宮崎県告示第 471号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 小川第6地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市小川町5013番1
2	” ” 5013番1
3	” ” 5013番1
4	” ” 5013番1
5	” ” 4964番
6	” ” 4948番
7	” ” 4948番
8	” ” 4940番1
9	” ” 5048番14
10	” ” 4965番
11	” ” 4998番1
12	” ” 5000番1
13	” ” 5048番14
14	” ” 5006番
15	” ” 5021番乙

宮崎県告示第 472号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、平成12年宮崎県告示第311号の第10号で指定した次の急傾斜地崩壊危険区域の指定は、廃止する。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 小川第4地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	延岡市小川町5000番3
2	” ” 5013番1
3	” ” 4964番
4	” ” 4948番
5	” ” 4948番
6	” ” 4950番
7	” ” 4951番1
8	” ” 4965番

宮崎県告示第 473号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

る。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	鶴 戸	5-10	地 滑 り
	谷溝谷川	02- 204- 1 - 063	土 石 流
	谷溝谷川-新①	02- 204- 1 - 063-新①	土 石 流
	大浦谷川	02- 204- 1 - 064	土 石 流
	大浦谷川-新①	02- 204- 1 - 064-新①	土 石 流
	下の村谷川	02- 204- 1 - 065	土 石 流
	鶴 戸 沢	02- 204- 1 - 066	土 石 流
	脇のふと川	02- 204- 1 - 068	土 石 流
	小目井谷川	02- 204- 1 - 069	土 石 流
	上のくぼ谷川(2)	02- 204- 2 - 102	土 石 流
	下のくぼ谷川	02- 204- 2 - 103	土 石 流
	内之田小谷川	02- 321- 1 - 015	土 石 流
	上内之田沢川	02- 321- 1 - 018	土 石 流
	下内之田沢川	02- 321- 1 - 019	土 石 流
	無 名 沢	02- 321- 2 - 012	土 石 流
	乙 沢	02- 321- 2 - 014	土 石 流
	下内之田沢川	02- 321- 2 - 015	土 石 流
上内之田沢川	02- 321- 2 - 016	土 石 流	
下大藤沢	02- 321- 2 - 023	土 石 流	

黒山谷川	02- 321- 1- 001	土 石 流	上飛ヶ峯谷川(1)-新②	02- 204- 2- 085- 新②	土 石 流
平佐小谷川	02- 321- 1- 002	土 石 流	上飛ヶ峯谷川(2)	02- 204- 2- 086	土 石 流
柏の木渡沢	02- 321- 1- 007	土 石 流	上飛ヶ峯谷川(2)-新①	02- 204- 2- 086- 新①	土 石 流
こばえ沢	02- 321- 1- 009	土 石 流	飛ヶ峯谷川	02- 204- 2- 087	土 石 流
奈須沢	02- 321- 1- 010	土 石 流	観音谷川	02- 204- 3- 010	土 石 流
平八重谷川	02- 321- 1- 011	土 石 流	観音谷川(2)	02- 204- 3- 011	土 石 流
梅檀沢	02- 321- 1- 021	土 石 流	小目井	I- 1- 0180	急傾斜地の崩壊
広河原谷川	02- 321- 2- 001	土 石 流	鶴戸崎	I- 1- 0182	急傾斜地の崩壊
山仮屋川	02- 321- 2- 002	土 石 流	吹毛井	I- 1- 0184	急傾斜地の崩壊
月の輪谷川	02- 321- 2- 002- 新①	土 石 流	吹毛井-新①	I- 1- 0184- 新①	急傾斜地の崩壊
上谷合小谷川	02- 321- 2- 005	土 石 流	坊園	I- 1- 0185	急傾斜地の崩壊
猪八重小谷川1	02- 321- 2- 006	土 石 流	小吹毛井	I- 1- 0186	急傾斜地の崩壊
猪八重小谷川2	02- 321- 2- 007	土 石 流	大浦	I- 1- 0187	急傾斜地の崩壊
チェンダ谷	02- 321- 2- 008	土 石 流	大浦-新①	I- 1- 0187- 新①	急傾斜地の崩壊
宿野沢	02- 321- 2- 019	土 石 流	大浦-新②	I- 1- 0187- 新②	急傾斜地の崩壊
年見沢	02- 321- 2- 020	土 石 流	立石-新①	I- 1- 0187- 新③	急傾斜地の崩壊
年見沢-新①	02- 321- 2- 020- 新①	土 石 流	立石-新②	I- 1- 0187- 新④	急傾斜地の崩壊
小八里沢	02- 321- 2- 021	土 石 流	上内之田	I- 1- 0363	急傾斜地の崩壊
菖蒲ヶ迫谷川(2)	02- 204- 1- 045	土 石 流	上内之田-新①	I- 1- 0363- 新①	急傾斜地の崩壊
菖蒲ヶ迫谷川(2)-新①	02- 204- 1- 045- 新①	土 石 流	上内之田-新②	I- 1- 0363- 新②	急傾斜地の崩壊
上飛ヶ峯谷川(1)	02- 204- 2- 085	土 石 流	上内之田-新③	I- 1- 0363- 新③	急傾斜地の崩壊
上飛ヶ峯谷川(1)-新①	02- 204- 2- 085- 新①	土 石 流	上内之田-新④	I- 1- 0363- 新④	急傾斜地の崩壊
			鶴戸-1	II- 1- 4525	急傾斜地の崩壊

鶉戸 - 2	II - 1 - 4526	急傾斜地の崩壊	上大藤 - 7	II - 1 - 4571	急傾斜地の崩壊
大浦 - 1	II - 1 - 4527	急傾斜地の崩壊	上大藤 - 8	II - 1 - 4572	急傾斜地の崩壊
鶉戸 - 3	II - 1 - 4528	急傾斜地の崩壊	寺 山	I - 1 - 0346	急傾斜地の崩壊
殿所 - 新①	I - 1 - 0210 - 新①	急傾斜地の崩壊	年 見 2	I - 1 - 0347	急傾斜地の崩壊
殿所 - 新②	I - 1 - 0210 - 新②	急傾斜地の崩壊	下 宿 野	I - 1 - 0348	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新①	II - 1 - 4384 - 新①	急傾斜地の崩壊	広 河 原 2	I - 1 - 0349	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新②	II - 1 - 4384 - 新②	急傾斜地の崩壊	田 代	I - 1 - 3126	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新③	II - 1 - 4384 - 新③	急傾斜地の崩壊	平 佐	II - 1 - 0350	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新④	II - 1 - 4384 - 新④	急傾斜地の崩壊	谷 合 - 1	II - 1 - 4535	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新⑤	II - 1 - 4384 - 新⑤	急傾斜地の崩壊	谷合 - 1 - 新①	II - 1 - 4535 - 新①	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新⑥	II - 1 - 4384 - 新⑥	急傾斜地の崩壊	谷合 - 1 - 新②	II - 1 - 4535 - 新②	急傾斜地の崩壊
殿所 - 2 - 新⑦	II - 1 - 4384 - 新⑦	急傾斜地の崩壊	谷合 - 1 - 新③	II - 1 - 4535 - 新③	急傾斜地の崩壊
下汐満 - 新①	I - 1 - 0214 - 新①	急傾斜地の崩壊	宿 野 - 1	II - 1 - 4536	急傾斜地の崩壊
上大藤 - 1	II - 1 - 4556	急傾斜地の崩壊	坂 元 - 1	II - 1 - 4537	急傾斜地の崩壊
上大藤 - 4	II - 1 - 4559	急傾斜地の崩壊	平 佐 - 1	II - 1 - 4538	急傾斜地の崩壊
上大藤 - 5	II - 1 - 4560	急傾斜地の崩壊	平佐 - 1 - 新①	II - 1 - 4538 - 新①	急傾斜地の崩壊
内之田 - 1	II - 1 - 4563	急傾斜地の崩壊	宿 野 - 2	II - 1 - 4542	急傾斜地の崩壊
内之田 - 1 - 新①	II - 1 - 4563 - 新①	急傾斜地の崩壊	宿野 - 2 - 新①	II - 1 - 4542 - 新①	急傾斜地の崩壊
内之田 - 2	II - 1 - 4564	急傾斜地の崩壊	宿野 - 2 - 新②	II - 1 - 4542 - 新②	急傾斜地の崩壊
内之田 - 2 - 新①	II - 1 - 4564 - 新①	急傾斜地の崩壊	大戸野 - 1	II - 1 - 4545	急傾斜地の崩壊
内之田 - 2 - 新②	II - 1 - 4564 - 新②	急傾斜地の崩壊	大戸野 - 2	II - 1 - 4546	急傾斜地の崩壊
内之田 - 3	II - 1 - 4567	急傾斜地の崩壊	大戸野 - 2 - 新①	II - 1 - 4546 - 新①	急傾斜地の崩壊
			猪八重 - 1	II - 1 - 4548	急傾斜地の崩壊

猪八重-2	II-1-4549	急傾斜地の崩壊
年見 3	II-1-4550	急傾斜地の崩壊
年見 4	II-1-4551	急傾斜地の崩壊
一之瀬-2 -新①	II-1-4553-新①	急傾斜地の崩壊
年見 5	II-1-4554	急傾斜地の崩壊
大戸野-3	II-1-4568	急傾斜地の崩壊
大戸野-3 -新①	II-1-4568-新①	急傾斜地の崩壊
東 迫	I-1-0208	急傾斜地の崩壊
上ノ段	I-1-0209	急傾斜地の崩壊
殿 所	I-1-0210	急傾斜地の崩壊
殿所-新①	I-1-0210-新①	急傾斜地の崩壊
上 汐 満	I-1-0213	急傾斜地の崩壊
上汐満-新 ①	I-1-0213-新①	急傾斜地の崩壊
出水ヶ尾	I-1-0298	急傾斜地の崩壊
観 音	I-1-0308	急傾斜地の崩壊
観音-新①	I-1-0308-新①	急傾斜地の崩壊
観音-新②	I-1-0308-新②	急傾斜地の崩壊
観音-新③	I-1-0308-新③	急傾斜地の崩壊
寺ノ尾	I-1-0309	急傾斜地の崩壊
荒 平	I-1-0312	急傾斜地の崩壊
仮屋-1	I-1-3101	急傾斜地の崩壊
殿所-1	I-1-3105	急傾斜地の崩壊
富 土 原	II-1-0310	急傾斜地の崩壊
中ノ八重	II-1-0311	急傾斜地の崩壊
富士原-1	II-1-4352	急傾斜地の崩壊
仮屋-2	II-1-4365	急傾斜地の崩壊
仮屋-3	II-1-4366	急傾斜地の崩壊
仮屋-3- 新①	II-1-4366-新①	急傾斜地の崩壊
仮屋-4	II-1-4367	急傾斜地の崩壊
飛ヶ峯-1	II-1-4368	急傾斜地の崩壊
飛ヶ峯-2	II-1-4369	急傾斜地の崩壊
飛ヶ峯-2 -新①	II-1-4369-新①	急傾斜地の崩壊
飛ヶ峯-2 -新②	II-1-4369-新②	急傾斜地の崩壊
飛ヶ峯-2 -新③	II-1-4369-新③	急傾斜地の崩壊
中ノ八重- 1	II-1-4370	急傾斜地の崩壊
中ノ八重- 1-新①	II-1-4370-新①	急傾斜地の崩壊
殿 所 - 2	II-1-4384	急傾斜地の崩壊
殿 所 - 4	II-1-4386	急傾斜地の崩壊
中ノ八重- 2	II-1-4501	急傾斜地の崩壊
御 仮 屋	II-1-4502	急傾斜地の崩壊
原ノ迫-1	II-2-0327	急傾斜地の崩壊
原ノ迫-1 -新①	II-2-0327-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 474号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	年見沢		
日南市	谷溝谷川-新①	02-204-1-063-新①	土石流	02-321-2-020		土石流
	大浦谷川-新①	02-204-1-064-新①	土石流	02-204-1-045		土石流
	下の村谷川	02-204-1-065	土石流	02-204-1-045-新①		土石流
	鶴戸沢	02-204-1-066	土石流	02-204-2-085		土石流
	小目井谷川	02-204-1-069	土石流	02-204-2-085-新①		土石流
	上のくぼ谷川(2)	02-204-2-102	土石流	02-204-2-085-新②		土石流
	下のくぼ谷川	02-204-2-103	土石流	02-204-2-086		土石流
	上内之田沢川	02-321-1-018	土石流	02-204-2-086-新①		土石流
	下内之田沢川	02-321-1-019	土石流	02-204-2-087		土石流
	乙沢	02-321-2-014	土石流	02-204-3-010		土石流
	下内之田沢川	02-321-2-015	土石流	02-204-3-011		土石流
	上内之田沢川	02-321-2-016	土石流	I-1-0180		急傾斜地の崩壊
	下大藤沢	02-321-2-023	土石流	I-1-0182		急傾斜地の崩壊
	黒山谷川	02-321-1-001	土石流	I-1-0184		急傾斜地の崩壊
	平佐小谷川	02-321-1-002	土石流	I-1-0184-新①		急傾斜地の崩壊
	柏の木渡沢	02-321-1-007	土石流	I-1-0185		急傾斜地の崩壊
	梶檀沢	02-321-1-021	土石流	I-1-0186		急傾斜地の崩壊
	山仮屋川	02-321-2-002	土石流	I-1-0187		急傾斜地の崩壊
	猪八重小谷川1	02-321-2-006	土石流	I-1-0187-新①		急傾斜地の崩壊
	チェンダ谷	02-321-2-008	土石流	I-1-0187-新②		急傾斜地の崩壊
	宿野沢	02-321-2-019	土石流	I-1-0187-新③		急傾斜地の崩壊
				I-1-0187-新④		急傾斜地の崩壊
				I-1-0363		急傾斜地の崩壊

上内之田-新①	I-1-0363-新①	急傾斜地の崩壊	内之田-1	II-1-4563	急傾斜地の崩壊
上内之田-新②	I-1-0363-新②	急傾斜地の崩壊	内之田-1-新①	II-1-4563-新①	急傾斜地の崩壊
上内之田-新③	I-1-0363-新③	急傾斜地の崩壊	内之田-2	II-1-4564	急傾斜地の崩壊
上内之田-新④	I-1-0363-新④	急傾斜地の崩壊	内之田-2-新①	II-1-4564-新①	急傾斜地の崩壊
鶴戸-1	II-1-4525	急傾斜地の崩壊	内之田-2-新②	II-1-4564-新②	急傾斜地の崩壊
鶴戸-2	II-1-4526	急傾斜地の崩壊	内之田-3	II-1-4567	急傾斜地の崩壊
大浦-1	II-1-4527	急傾斜地の崩壊	上大藤-7	II-1-4571	急傾斜地の崩壊
鶴戸-3	II-1-4528	急傾斜地の崩壊	上大藤-8	II-1-4572	急傾斜地の崩壊
殿所-新①	I-1-0210-新①	急傾斜地の崩壊	寺 山	I-1-0346	急傾斜地の崩壊
殿所-新②	I-1-0210-新②	急傾斜地の崩壊	年 見 2	I-1-0347	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新①	II-1-4384-新①	急傾斜地の崩壊	下 宿 野	I-1-0348	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新②	II-1-4384-新②	急傾斜地の崩壊	広 河 原 2	I-1-0349	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新③	II-1-4384-新③	急傾斜地の崩壊	田 代	I-1-3126	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新④	II-1-4384-新④	急傾斜地の崩壊	平 佐	II-1-0350	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新⑤	II-1-4384-新⑤	急傾斜地の崩壊	谷 合 - 1	II-1-4535	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新⑥	II-1-4384-新⑥	急傾斜地の崩壊	谷合-1-新①	II-1-4535-新①	急傾斜地の崩壊
殿所-2-新⑦	II-1-4384-新⑦	急傾斜地の崩壊	谷合-1-新②	II-1-4535-新②	急傾斜地の崩壊
下汐満-新①	I-1-0214-新①	急傾斜地の崩壊	谷合-1-新③	II-1-4535-新③	急傾斜地の崩壊
上大藤-1	II-1-4556	急傾斜地の崩壊	宿 野 - 1	II-1-4536	急傾斜地の崩壊
上大藤-4	II-1-4559	急傾斜地の崩壊	坂 元 - 1	II-1-4537	急傾斜地の崩壊
上大藤-5	II-1-4560	急傾斜地の崩壊	平 佐 - 1	II-1-4538	急傾斜地の崩壊
			平佐-1-新①	II-1-4538-新①	急傾斜地の崩壊
			宿 野 - 2	II-1-4542	急傾斜地の崩壊

宿野-2-新①	II-1-4542-新①	急傾斜地の崩壊	寺ノ尾	I-1-0309	急傾斜地の崩壊
宿野-2-新②	II-1-4542-新②	急傾斜地の崩壊	荒平	I-1-0312	急傾斜地の崩壊
大戸野-1	II-1-4545	急傾斜地の崩壊	仮屋-1	I-1-3101	急傾斜地の崩壊
大戸野-2	II-1-4546	急傾斜地の崩壊	殿所-1	I-1-3105	急傾斜地の崩壊
大戸野-2-新①	II-1-4546-新①	急傾斜地の崩壊	富士原	II-1-0310	急傾斜地の崩壊
猪八重-1	II-1-4548	急傾斜地の崩壊	中ノ八重	II-1-0311	急傾斜地の崩壊
猪八重-2	II-1-4549	急傾斜地の崩壊	富士原-1	II-1-4352	急傾斜地の崩壊
年見3	II-1-4550	急傾斜地の崩壊	仮屋-2	II-1-4365	急傾斜地の崩壊
年見4	II-1-4551	急傾斜地の崩壊	仮屋-3	II-1-4366	急傾斜地の崩壊
一之瀬-2-新①	II-1-4553-新①	急傾斜地の崩壊	仮屋-3-新①	II-1-4366-新①	急傾斜地の崩壊
年見5	II-1-4554	急傾斜地の崩壊	仮屋-4	II-1-4367	急傾斜地の崩壊
大戸野-3	II-1-4568	急傾斜地の崩壊	飛ヶ峯-1	II-1-4368	急傾斜地の崩壊
大戸野-3-新①	II-1-4568-新①	急傾斜地の崩壊	飛ヶ峯-2	II-1-4369	急傾斜地の崩壊
東迫	I-1-0208	急傾斜地の崩壊	飛ヶ峯-2-新①	II-1-4369-新①	急傾斜地の崩壊
上ノ段	I-1-0209	急傾斜地の崩壊	飛ヶ峯-2-新②	II-1-4369-新②	急傾斜地の崩壊
殿所	I-1-0210	急傾斜地の崩壊	飛ヶ峯-2-新③	II-1-4369-新③	急傾斜地の崩壊
殿所-新①	I-1-0210-新①	急傾斜地の崩壊	中ノ八重-1	II-1-4370	急傾斜地の崩壊
上汐満	I-1-0213	急傾斜地の崩壊	中ノ八重-1-新①	II-1-4370-新①	急傾斜地の崩壊
上汐満-新①	I-1-0213-新①	急傾斜地の崩壊	殿所-2	II-1-4384	急傾斜地の崩壊
出水ヶ尾	I-1-0298	急傾斜地の崩壊	殿所-4	II-1-4386	急傾斜地の崩壊
観音	I-1-0308	急傾斜地の崩壊	中ノ八重-2	II-1-4501	急傾斜地の崩壊
観音-新①	I-1-0308-新①	急傾斜地の崩壊	御仮屋	II-1-4502	急傾斜地の崩壊
観音-新②	I-1-0308-新②	急傾斜地の崩壊	原ノ迫-1	II-2-0327	急傾斜地の崩壊
観音-新③	I-1-0308-新③	急傾斜地の崩壊			

原ノ迫-1 -新①	II-2-0327-新①	急傾斜地の崩壊
--------------	--------------	---------

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
令和2年5月29日	特定非営利活動法人太陽と聖	深瀬 俊一	宮崎県西臼杵郡日之影町岩井川波帰3397番地2	この法人は放課後等における保育が必要とされる子供に対して、適切な遊び及び生活の場を与えること、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第14位（平成30年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。
- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支

障となるおそれがある。

- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
 なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量		令和元年 (平成31年)	令和2年
	まさば及びごまさば	34,000トン	
	まいわし	65,000トン	75,000トン
	まあじ	若干	若干

（注1）「令和元年（平成31年）」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあつては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあつては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあつては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあつては令和2年1月から令和2年12月までである。

（注2）農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和2年
第1種特定海洋生物資源の期間別に定める数量	まさば及びごまさば	33,092トン	
	まいわし	64,578トン	74,700トン
	まあじ	若干	若干

(注1) 「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(端数は切り上げる)に変更する。

まさば及びごまさば： 97.33%

まいわし： 99.60%

まあじ： 77.83%

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。

(2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

(1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中において、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。

(2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。

(3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。

(4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの(以下「小型魚」という。)	19.4トン	うち 1.3トンの本県の留保とする
30キログラム以上のもの(以下「大型魚」という。)	26.1トン	うち 1.5トンの本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を越えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表し

た場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量が変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

(1) くらまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があった場合

(2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があった場合

3 くらまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	12.5トン	21.8トン
本県の定置漁業の割当量	5.6トン	2.8トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について

(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		12.5トン	5.6トン
(小型魚)	うち 4月～6月	3.1トン	1.4トン
	7月～9月	1.3トン	1.0トン
	10月～12月	2.0トン	1.5トン
	1月～3月	6.1トン	1.7トン

採捕の期間		漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量		21.8トン	2.8トン
(大型魚)	うち 4月～9月	14.3トン	1.7トン
	10月～3月	7.5トン	1.1トン

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があった場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くらまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土

日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合
	1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり 100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合
	1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くらまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

る。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。

・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。

・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。

・漁業者は、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業(小型魚及び大型魚)

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。

・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁(遊漁者及び遊漁船業者)の管理について

① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。

② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管

理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

(1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割(2.9トン)を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第6管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間の超過量合計	第3～第5管理期間期首における差し引き済み数量	第6管理期間期首の差し引き数量	第6管理期間期首における第2管理期間超過量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令(法第10条関係)が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年6月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 講習用運転シミュレータ 一式
(2) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
(3) 契約期間 令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
(4) 納入場所 仕様書のとおり
(5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする

<p>。</p> <p>ア 本件契約の相手方が本件契約に違反した場合</p> <p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。</p> <p>(1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。</p> <p>(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。</p> <p>(3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。</p> <p>(4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。</p> <p>(5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。</p> <p>(6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。</p> <p>(7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。</p> <p>4 入札参加資格等の審査</p> <p>入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して次の場所に提出しなければならない。</p> <p>なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110</p> <p>(2) 提出期間 令和2年6月11日(木)から令和2年7月10日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p>	<p>(3) 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限り、期限内に必着のこと。）により提出すること。</p> <p>(4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、令和2年7月17日(金)までに通知する。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 令和2年6月11日(木)から令和2年7月27日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>6 入札説明書及び仕様書の交付</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係</p> <p>(2) 期間 令和2年6月11日(木)から令和2年7月10日(金)まで (土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで)</p> <p>7 入札及び開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室</p> <p>(2) 日時 令和2年7月27日(月)午前10時00分</p> <p>8 入札保証金 宮崎県財務規則第100条の規定による。</p> <p>9 入札の無効に関する事項 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。</p> <p>10 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。</p> <p>11 契約に関する事務を担当する部局 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110</p> <p>12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>14 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Driving simulator for training, complete set</p> <p>(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 27 July, 2020</p> <p>(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110</p> <hr/> <p>落札者等の公告</p> <p>随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。</p> <p>令和2年6月11日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 随意契約に係る特定役務の名称 宮崎県サーバ統合基盤提供業務</p> <p>2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地</p>
---	--

宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社Q T n e t

福岡県福岡市中央区天神1丁目12番20号

5 随意契約に係る契約金額

184,800,000円

6 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(平成7年11月1日政令第372号)第11条第1項第2号に基づく随意契約

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和2年6月11日

宮崎県公安委員会委員長 藤田 紀子

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
交通誘導警備	1級	令和2年9月16日(水)午前9時30分から午後5時頃までの間
	2級	令和2年9月15日(火)午前9時30分から午後5時頃までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までに済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

各30人(受付先着順とする。)

4 受検資格

(1) 1級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

ア 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第8条第1号に該当する者

イ 検定規則第8条第2号に該当する者として、都道府県公安委員会から交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の交付を受けているもの

(2) 2級

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間、時間

令和2年6月29日(月)から7月10日(金)まで(土曜日及

び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

申請者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 交通誘導2級検定合格証明書の写し及び交通誘導2級検定合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを証する書面(1級の検定申請者のうち検定規則第8条第1号に規定する者に限る。)

カ 1級検定受検資格認定書(1級の検定申請者のうち検定規則第8条第2号に規定する者に限る。)

キ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。(1級に限る。)

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽等も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 公示後、社会情勢の変化により、検定実施の見合わせ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページ

に掲載する。

- (5) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。